

### 第三章 日独伊三国条約の締結

#### 一、同盟の主なる対象の変遷

「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」に基く具体的な施策の最初にして且最大の發展は、日独伊三国条約の締結であつた。

先に述べた如く、日独権軸強化の動きは、昭和十一年十一月の日独防共協定締結以来、軍部を中心とする朝野の底流として、根強く存在したのである。事実に於て、右防共協定は、その附屬秘密協定の内容よりして、一種の政治的結合を規定したものであつた。

而して、かかる動きを主として推進した勢力は、實に陸軍であつた。陸軍の傳統的使命は云々迄もなく北邊の守りを堅くするに在つて、これが爲め、独逸の力を利用してソ連を牽制することは、陸軍の最も希

望する所であつた。この點に鑑し、東西兩洋に於てソ連の強大化に直面しつつある日独兩國は、共通の利害關係に置かれていたのである。

支那事變突入後、このソ連牽制の必要は愈々増大すると共に、事變の長期化に伴い、これが早期解決の爲には、米英に対する日本の國際的地位を積極的に強化する必要が痛感せられたのである。“事變遂行の主役として自他共に任ずる陸軍に於て、特に然りであつた。更に南方問題の解決乃至は東西兩洋に於ける新秩序建設構想の抬頭は、同盟締結の氣運を著しく促進した。がくして、日独同盟の主なる対象は、ソ連より米國へと変つて行つたのである。”

以下少しく、先に觸れたが一次近衛内閣及平沼内閣時代に於ける防共協定強化の史実を尋ねて見ると、第一次近衛内閣は、昭和十三年七

月十九日五相会議に於て「独逸に對しては、防共協定の精神を擴充してこれを対ソ軍事同盟に導き、伊太利に對しては、主として対英佛牽制に利用し得る如く私密協定を締結する」と云う主旨を決定している。これに對し、獨逸の主張は、終始ソ英佛を対象とする一本の軍事同盟案であつた。

次で平沼内閣は、翌年一月十九日次の如き主旨の妥協案を決定し、

爾後主としてこの線に従つて、連綿たる商議が続いたのである。

1. ソ連を主なる対象とするが、状況に依り英佛等をも対象とするこ  
とがある。

2. 武力援助はソ連対象の場合はこれを行うこと勿論であるが、英佛等対象の場合にはこれを行うや否や及びその程度は一々状況に依る。

3. 外部に対する防共協定の延長なりと説明する。

然るに、「時局処理要綱」に基く日独伊権軸強化の狙いは、以上の如き主としてソ連を対象とするものとは異り、主として米国を対象とするものであり、ソ連は将来これを我方の陣営に引き入れ、爲し得れは日独伊ソ四国同盟へと擴充することを意図したものであつた。従来、同盟の対象が米国は勿論、英佛に擴大せられることにも強く反射していた海軍が、これに同意したことは、一見驚くべきことである。これが鮮明は、爾後開戦に至る間の史実に依つて、自ら判明するであろう。

二、松岡スターマー会談

「時局処理要綱」決定後、陸海軍の事務当局者は、独伊との政治的結束強化の具体策に就て、研究討議を重ねつづあつた。然しこの問題

は、松岡外相の構想を中心とし、政府及び統帥部の首脳に依り、極秘裡に取り進められ、独伊との交渉は、九月に入り独逸政府の特使スター・マーの来朝に伴い、急速に具体化した。

政府は、九月上旬数次に亘り、首相、外相、陸海相の四相会議を開き、外務省提案の「日独伊権軸強化に関する件」を討議し、スター・マー特使との折衝要領を決定した。この重大時機に吉田海相は九月三日狹心症の爲入院辭任し、及川古志郎海軍大将が海相に就任した。右決定の骨子は次の通りである。

一、皇國と独伊とは世界新秩序建設に対し共通的立場に在ることを確認し各自の生存圏の確立及経済に対する支持及対英、対ソ、対米政策に關する協力を付相互に所要の了解を遂ぐ

- 二、現在日独伊各國が夫々直面し居る支那事變及歐洲戰爭に關する相  
互支持協力に關し右基本的了解と共に速かに所要の了解を遂ぐ  
三、前二項の交渉は左記日独伊提携強化に對應する基礎要件を体して  
行う、

ノ、皇國の大東亞新秩序建設の爲の生存圏に就て

イ、獨伊との交渉に於て皇國の大東亞新秩序建設の爲の生存圏と  
して考慮すべき範囲は日滿文を根幹とし旧獨領委任統治諸島、  
佛領印度支那及同太平洋島嶼、泰國英領馬來、英領ボルネオ、蘭領東  
印度、ビルマ並に印度とす但し交渉上我方が提示する南洋地  
域はビルマ以東蘭印、ニユーカレドニヤ以上とす尙印度は之  
を一應ソ連の生存圏内に置くを認むることあるべし

口、蘭領東印度は独立態勢であらしむるを目途とするも差当り我方の政治上経済上の優越的地位を認めしむるものとす

ハ、佛領印度支那に關しても右に同じ

2. 日独伊三國の經濟協力に就て

交易に關し皇國は日滿支三國の農林、水產物等を供給するのみ外支那、佛印、蘭印等の特殊礦產物及ゴム等の供給に付協力を與うべく独伊は皇國の必要とする技術の援助及航空機、機械類、化學製品等の供給を爲す

口、右目的の爲夫々經濟協定、貿易協定及支払協定を締結す

3. 日独伊三國の対ソ及対米協力に關する皇國の態度に就て

世界が東亞、ソ連、歐洲及米洲の四大分野に分るるを予見せら

るる戦後の新態勢に於て東亞の指導者を以て任ずる皇國は歐洲の指導勢力たる独伊と密接に提携し

イソ連を東西兩方面より牽制し且之を日独伊共通の立場に副う

如く利導して其の勢力圏の進出方面を日独伊三國の利害關係に直接影響少き方面例えは波斯湾（場合に依りては印度方面）に対するソ連の進出を認むることあるべし）に向う方面に向はしむる如く努むると共に

ロ、又米国に対しては力めて平和的手段を以てすべきも東亞及歐洲分野の政治的經濟的提携に依り所要に応じ米国に対し壓迫を加へ得るの態勢を以て構成し以て皇國の主張を貫徹するに寄與せしめる如く策す

右施策に際し努めてソ連を利導することを考慮す

六、對英米武力行使に關し皇國は左の諸項に依り自主的に決定す

イ、支那事變処理概ね終了せる場合に於ては内外諸般の情勢之を  
許す限り好機を捕捉し武力を行使す

ロ、支那事變の処理未だ終らざる場合に於ては原則として開戦に至らざる限度に於て施策するも内外諸般の情勢特に有利に進展するか若くは我準備の成否に拘らず國際情勢の推移最早猶余を許さずと認めらるる場合武力を行使す

ハ、内外諸般の情勢とは支那事變処理の状況の外歐洲情勢特に  
ソソ国交調整の状況米国の我に対する動向及我戦争準備等の  
諸件を指すものとす

以上の決定に基き、松岡外相は九月七日東京に到着したスター・マー  
特使と、九日及び十日の兩日会談し、次の如き諸點に付意見の一一致を  
見た。

1. 日独伊は米國が歐洲戦争及日支紛争に参戦せざらんことを希望す
2. 独逸は其の対英戦に日本の介入を求めず
3. 日独伊三国の毅然たる一致の態度に依りてのみ米國の行動を抑制  
することを得
4. 三国条約には次でソ連邦をも加入せしむるものとし独逸は日ソの  
提携に就き斡旋す
5. 独逸は東亞に於ける日米の衝突回避に努力す

かくして、独伊との交渉は急速に具体化し九月十六日臨時閣議、同

十九日御前会議が開催せられ、条約締結に關する廟議の決定を見るに至つた。

この頃、独逸の英本土に対する爆撃は激化し、外電は独軍の英本土上陸近きを報じ、英首相チャーチルは、九月十一日ラヂオを通じて「来るべき一週間に、我々の歴史に於て最も重大な一週間とみなさるべきである」と国民に警告を発している。

### 三、御前会議に於ける勅諭

御前会議は、九月十九日宮中於て開催せられ、近衛首相、東條陸相、及川港相、松岡外相、河田藏相、星野企勵院統裁の各國務大臣、原樞密院議長、閣院官參謀總長、伏見宮軍令部長、沢田參謀次長、近藤軍令部次長等が出席した。

会議は午後三時より午後六時まで亘り、主なる討議の概要は次の通り

である。

参謀総長

日独伊の捷撃強化が、支那事変處理に及ぼす影響如何

外務大臣

同監締結の爲日本の立場を強くし有利ならしむる目的にて、猶逸  
側に對しては、支那事變は日本獨力にて片付ける如く申述べある  
も、本同監成立の上は、單に於て実施せられつつある日支直接の  
和平交渉に即應する如く有利に速達を利用し度を考なり。相當の  
效果を期待し得るものと信す。

軍令部総長

0141

外務大臣

本同盟の成立に依り日ソ国交調整に寄與する程度如何

日ソ国交の調整には、独逸を仲介と致し度く、日ソ国交の調整は  
又独逸の利益となるを以て、彼は此の仲介をなすを希望しあり。  
尤もスターマー特使は、本件に關しては未だソ側と一切詰合ひを  
したことはないと申しあり。

只昨年独ソ不可侵条約締結の際、リツベントロップ獨外相がスタ  
ーリングに対し、日ソ国交を将来如何にすべきやを尋ねたる時スタ  
ーリングは、日本にして和を欲すれば我も和を欲し、日本にして戦  
いを欲すれば我も亦戦うべしと答へたことによりても、ソ側は日  
ソ国交の調整に十分意志ありと判断せられ、独逸側は何等の障礙

なく極めて手軽に此の調整が出来る様に考えあり。

又スター・マー特使がソ連を通過することをソ側に秘することは不可能であり、何等かモスコーグ於てソ側と話し合いを致したのではないかと疑い居る次第なり。何れにしましても、日シ匪交調整には猶逸々斡旋せしむることに相当の希望を繋ぎて可なりと考える。

### 軍令部総長

本同盟の結成に依り、米英との貿易關係は一層悪化し、最悪の場合は依存物資の取得愈々至難と認められ、又日米戦争は持久戦となる公算大なるが、支那事変に依る國力消耗の現状に鑑み、國力持続の見透並に之が対策如何

内閣総理大臣

新事態の発生に伴い、米英との貿易関係が一層悪化することは予想し得べく、最悪の場合には輸入物資の入手全面的に不可能なることもあるべし。我國の現状は主要なる軍需資材を米英に俟つこと多く、従つて相当の困難は免れざるべく。従来此の如き場合を顧慮し、国内の生産を擴充し、又貯蔵に努めたるにより、軍官民の消費統制を一層強化し、最も緊要なる方面に集中使用せば相当長きに亘り軍需に支障なく、又日米戦争に当りても、比較的長く軍需に応じ得べく相当長期の戦争に堪へ得るものと考へあり。

企劃院總裁

鋼材に就て

屑鉄を主要原料となしある關係上、米國が屑鉄を禁輸せば我國の製鋼能力は減少す。然れども、總理の説明の如く從来より行いたる生産擴充の施設あり、又屑鉄によらざる製鋼法もあり、相當多量の鋼材を生産し得べし。

本年度物動計畫には四五〇万屯を見込みあるも、米國の禁輸となるば才一年度は四〇〇万屯となるべく、才二年度は生産力擴充せられても在庫品の減少等により約四〇〇万屯となり、これに非常手段を加うれば概ね現在の儘となし得べし。

現在軍需としては、陸海軍の直接及間接の分をも加へ一四〇万屯、その他の民需四〇〇万屯にして、たとえ生産高四〇〇万屯に減少するも、民官需を壓迫するに於ては日支事變の繼續は困難ならず。

他方物動の改訂と製鉄能力の向上を圖れば、現在及び近き将来完成するものを合し、日滿を通じ鐵八〇〇万、鋼五四（五）〇万屯の生産高となるべし。目下他の生産擴充を急ぎある關係並に族管の低下により、製鋼能力四〇〇万屯なるも、今後主力をこれに集中し現在の設備を十分に働かす時は、現在完成しある設備のみにても尙一二（三）〇万屯を増加し得べく、従つて日支事變に要する鋼材は固より、現在程度の軍需は永久に繼續し得べし。

銅にて就て

銅の本年度生産計量は約二〇万屯なるも、銅鑛の禁輸の際げ、才一年度十八万屯、才二年度十三（四）万屯となり、その後は漸次増加す。本年度國內需要は二〇万屯にして、陸海軍需は直接間

接を合し十一万屯なるを以て、困難乍ら今日の軍需量を供給し得

べし。

然れども銅は銅材に比し困難の程度大なり。他の代用品を研究し、又は凡有取得の方法を考究する必要あり。現に先般多額量を米國にて買付、既に出荷又は船積中乃至船積せんとしつつあり。

石油に就て

国内生産僅少なるを以て、鉄及び非鉄金属に比し更に困難なり。陸海軍所要の分は夫々貯蔵しあるものを使用するの外なく、非常な長期戦となれば固より困るが、貯蔵は相当量あるを以て差支なかるべし。

特に最近迄最大の弱點たりし航空ガソリンは、第一次、第二次線

上輸入並に最近の特別輸入により、相當量を入手し得たるを以て  
他に比し寧ろ有利の状況となれり、固より円ブロック内の生産及  
貯蔵を以て軍官民需を支うる事は不可能なるに依り、結局は北樺  
太、蘭印等より確實なる取得の方法を講ずること必要なり

軍令部総長

対米戦争ともなれば、海軍がオ一線にて立ちて働くこととなる。そ  
の際の石油軍需を貯蔵又は北樺太、蘭印等からの取得に期待しあ  
るも、海軍の貯蔵にて長期戦は不可能なり。この長期戦に要する  
石油の補充を如何にするや承り度。

企勵院總裁

油の問題に就ては、前述の通りなり。相当の長期戦ともなれば、  
一二三

北樺太、蘭印の石油取得が絶対必要なり。又猶逸の斡旋により、ソ連又は歐洲方面より補充することも必要にして、要するに凡有方法手段を盡してなるべく多量の石油を取得するの外なし。

國内製油も大いに努力するの要あり。天然産油は年額四〇万屯なるも、人造石油は近時作業も進捗し、明年は年額三〇万屯を期待し得べく、現に計画又は着手中のものを合すれば、相当量に達すべき。

要するに油にて就ては、一面極力海外よりの取得を図り、且國内の生産を高めると共に、他面國内の消費節約に勉むるの外なし。

軍令部總長

石油問題にては、大体確かなる取得の見込をしと解して可なり

や。尙一言すべきは、ソ連よりの供給を待つことは、大なる期待を持ち得ず、結局蘭印より取得する外なく、これには平和的と武力的の二方法あるも、海軍は極力平和的方法を望む。

#### 外務大臣

本同盟の交渉の方りても、油の獲得は最も留意したる所にして、米英の資本なるも和蘭の所有に属する蘭印の石油の獲得、並に将来日本に対する蘭印に於ける石油企業の許可等につき、和蘭本国を抑へある独逸として、何をなし得るやオット・スター・マーク質したる所、相当の骨折をなすべしとのことなり。

又スター・マークの言に依れば、独逸が今回佛國に於て獲得した油量

は、独逸が昨年九月より現在迄消費せし油の量に勝ることとな

又ソ連は忠実なる対独經濟契約を履行しありて、英國の宣傳に拘らず、ソ連より相当の油が独逸に送られつつあり、尙ルーマニアよりも多量の油を得つつありて、独逸は油の心配なしとのことなり。

実は本同盟の結果米國の禁輸を受くるは、日本の最も苦痛とする所なるににより、独逸の油の半分位を日本に割譲する様申込み置きたる所、彼等は極力努力すべしと云へり。又北樺太の石油に就ても、大部又は一部を日本に分譲し、又は日本の同地に於ける企業を妨害せざる如く、ソ連に斡旋方依頼し置きたる所、日ソ國交調整後はその問題は容易なるべしと述べ居れり。

軍令部総長

蘭印の油の資本は英米のものにして、本国政府は英國に亡命しあり。故に和蘭本国を抑へたりとて、独逸が蘭印の石油を自由にし得るや。外相の所見如何

外務大臣

困難なるべし。ダッチセールの株は英國のものであるが、会社は和蘭のものなる故、株の故を以て英米が交渉を云い得るものであらず。又在蘭印スタンダード会社の利權の如きは、同会社にて戦禍を惹れ日本に買却せんとしたることさへあり。爲し得れば買收すべきなり。

軍令部総長

若し米國の歐洲戦参加により、帝國の参戦を余儀なくせられる場合に於ても、其の開戦時機は自主的に之を決定するの要ある所、之に対する措置如何

### 外務大臣

日本が自動的に参戦の義務を有することは明白なるも、一体米國が参戦せるや否やを決定するは、三國の協議によることとなりあり。又陸海軍事委員会もあり、その時の事態に応する研究をなし、その結果を各國政府に上申し、政府が之を決定するものにして目的的決定なり。

### 枢密院議長

軍令部総長の御質問により、私の質問せんとせし所は明瞭となり

たるも、本条約は米國を目標とする同盟条約にして、之を公表することにより米の参戦を阻止せんとする独伊の考えなり。米國は最近英國に代り東亞の番人を以て任じ、日本に対し壓迫を加へあるも、尙日本を独伊側に加入せしめざらんが爲司なり手控へあるべし。然るけこの条約の発表により、日本の態度明白となれば、日本に対する壓迫を強化し、極力蔣介石を援助して日本の事変遂行を妨くべく、又独伊に対し宣戦しあらざる米國は、日本に対しても宣戦することなく經濟壓迫を加へ、日本に対し石油、鉄を禁輸すると共に日本より物資を購入せず、長期に亘り日本を疲弊戦争に堪えざるに至らしむる如く計るべしと考う。

企劃院總裁の説明によれば、凡有手段を盡して鉄、石油の取得を

計ることとなるも、不確実なり。又外相の説明も急の間に合はず、最も小量なり。石油なくして戦争遂行不可能なり。蘭印の石油資本は英米にして、和蘭政府は英國に逃れ居る關係上、平和的手段にて蘭印より石油を獲得することは、不可能と考うるが政府の所見承り度。

#### 外務大臣

権府議長の御意見は尤もなるも、和蘭本國を押へある独逸としては、蘭印に譲しても亦相當重要な押へをきかし得べく、又國際關係の裏面は相當融通のきくものにして、これらの爲独伊人を利用するを有利とする。伊太利に対する禁輸の際、又先年日本の國際聯監脱退の際の如き、日本に武器賣込みを引受けんとするもの断り

きれぬ程ありたり。

今日本が支那の全部少くも半分を放棄すれば、或は一時米國と握手し得べけんも、将来決して対日壓迫は已むものであらず、特れ最近に迫りある大統領選舉は最も危險なり。野心家ルーズベルト大統領は、自己危しと見れば、その野心遂行の爲めは如何なることをも辭せざるべく、対日戦争、歐洲戦参加等を決行するやも知れず。而大統領候補者共日本を賣われば人氣あり、支那に於ける僅小の日米の衝突（武力的）は直に戦争に転化すべし。

今や米國の対日感情は極端に悪化しありて、僅かの氣嫌取りでは恢復するものにあらず、只々我れの毅然たる態度のみが戦争を避くるを得べし。勿論反米英の空騒ぎは嚴重に取締るべし。ヒット

ラーの考え方も極力米國との戦争を避け、加之対英戦終了せば、極力米國と改善を図り度考えなり。米國には二千三百万の独系市民ありて、重大なる後削を演す。日本の米國に求むる所も、これと同様にして、日独は対米態度於て同様なり。我國も機会を捉へて日米關係の改善を試むべく、獨伊系市民を利用することも考えらる。

### 企画院總裁

先刻の説明は最悪中の最悪の場合を述べたるものなり。日米戦争起らぬ限り、米國の經濟壓迫のみにて我國の対支戦争継続不可能となるが如きことなし。米國以外より相当取得し得べし。只航空ガソリンけ米國のもの最良にして、我國にては未だ高級ガソリン

を製造し得ず。但し過般航空ガソリンを多量入手したるを以て先づ可なり、それ以外の石油は品質価格等に於て甲乙あるも、他方面より求め得べし。

米國と同時に他の諸國が対日禁輸を行うものとは考えられず。これら米國の対日經濟壓迫は、自己の腹を痛めずして日本を苦しめんとする急所を衝きあり、今後全面的の經濟壓迫ありとするも、我が取り最も痛き所は、既に実施せられたり、今更改めて困るに及ばざるべし。米國より只今も尙相當量の買込をなしあることは前述の通りなり。

又北樺太の石油は決して小量にあらず、現在十万屯未満なるも、

これは彼の妨害せよるものにして、現在の設備を以てしても尚數

十万屯を得べく、ソ側が取得しある四十万屯を合して七、八十万屯となり、馬鹿ならぬ数量なり。

### 陸軍大臣

石油に關しては、陸軍に於ても海軍同様之を重視しあり。この問題をあし進むれば結局蘭印の問題となるべし。本件に關しては、組閣早々大本營政府の連絡會議に於て、時局処理要綱を定め、支那事變を速かに解決すると共に、好機を捕捉して南方問題を解決すべく、蘭印に際しては暫く外交的措置により重要資源の確保に努め、又状況に依りては武力を行使することあるべき旨既に決定しあり。決して此の方針に逆行しある次第にあらず。即より蘭印資源の獲得は、平和的手段によることを望むも、又状況により武力行

使をも行う政府の方針は決定しあり。

権密院謹長

外相の方針を聽き、又陸相より対南方の方針既に決定しある旨を承知し、結構と存ず。

蘭印は石油資源を獲得する唯一の所なり。平和的手段によれば可なるも、万一武力行使の際独伊に對し如何なる手を打ちありや。

外務大臣

相談を開始しあるも、本件は英開戦となり、一方的の要求となり、又双方の面目もあり、私密の漏洩することもあり、独逸側に報酬を求めることがあるべく、今後尙談合を進め度考え方なり。

権密院謹長

蘭印に対し日本の自由手腕を揮うこと、此の際独伊側に認めしむること必要なり。

又外相の説明による陰微の攻撃の解釋がつき、米軍が新西蘭土又是濠洲等に根據地を借用し、日本包囲の状態を成形したる際、これを米軍の対日攻撃と看做すこと決定しあくは、今日は未定なりや、此の點承り度。

#### 外務大臣

米國の此の如き対日包囲陣の成形を防止することが本条約の目的なり。此の際毅然たる我國の態度のみが、よく米軍の包囲策を封じ得るものなり。又万一此の包囲陣成形せられたる際、これを攻撃と看做すべきか否かは、兩統帥部長及び陸海軍大臣の御意見も

あるべく、これはその時の情勢により決定すべきものであらざる  
か。

### 陸軍大臣

この問題は、矢張り当時の形勢より決定するの外なし。

### 枢密院議長

米國は自負心強き國なり。従つて我國の毅然たる態度の表示が、  
却つて反対の結果を促進することなきやとも考うるが如何。

### 外務大臣

御尤もなるも、日本はスペインがあらず、極東に強大なる海軍力  
を擁する強國なり。成る程米國は一時は硬化せんも、冷靜に利害  
を算計し、冷靜なる態度に立ち歸るべしと考う。固より彼が益々

硬化して一層陥穢なる状態となるか、彼が冷靜反省するかの公算  
は半々なるべし。

## 總理大臣

大凡御意見も盡された様に思ひます。夫々御意見の御開陳を願います。

## 參謀總長

只今迄の研究により、大本營、陸軍部としましては、日独伊権軸強化に關する政府の提案には同意であります。

尚支那事變処理並に今後の國防施策上、対ソ國交の調整は極めて緊要でありますから、政府に於てはこの點に關し、更に一層の努力を仰せられんことを切望する次第であります。

軍令部總長

政府提案の日独伊軍事同盟締結の件、大本營海軍部としては同意致します。

但し此の際左記の希望事項を述べます。

1. 本同盟締結せらるるも、爲し得る限り日米開戦は之を回避する  
様施築の万全を期すること。

2. 南方發展は極力平和裡に之を行い、才三国との無用の摩擦を起  
さしめざること。

3. 言論の指導統制を強化し、本同盟締結に關し恣なる論議を抑制

し、且有害なる排英米言動を嚴に取締ること。

4. 海軍戰備及軍備の強化促進に關しては、幾に政府の所信が海軍

一三八

0164

統帥部の意見と一致しあるを認めたるが、本件は特に重大なる  
を以て更に本機会に於て、これが完遂に致し眞剣なる協力を望  
み置くこと。

## 権密院議長

現時の支那事変遂行並に國際情勢の推移に鑑み、已むを得ざる処  
置として賛成す。将来幾多の困難発生すべく、米風の禁輸の如き  
も樂觀するを許さず。又日米衝突は結局不可避のものとしても、  
近き将来に於て之を招來するが如きことを希望して本件に同意を表します。

右射議の最後に於て、軍令部總長が大本營海軍部の要望事項として  
陳述した内容は、當時に於ける複雑微妙な海軍の立場を、意味深長に

物語つてゐる。海軍首腦部は、輿論の壓迫や陸軍との兼合、更には南進への傳統的魅力や無敵海軍としての國民及び海軍將兵に対する面子等諸種の事情により、日獨伊同盟問題及び南方問題に対し、断乎たる反対も、積極的推進も、その何れにも属せざる中途半端な態度を繰返しつつあつたのである。尤も海軍としては、三國同盟を結成し、又は武力南進政策を國策として擧げるならば、予算、資材及び人員等の割当取得に、陸軍との対抗上有利な政治上の立場を獲得出来るという狙いが、確かにひそんでいた。それが陸海軍対立の悲しまべき姿であつたのである。

#### 四条約の成立とその後の發展

日獨伊三国条約は、その後九月二十六日、樞密院に対する諮詢を経

て、翌二十七日午後八時十五分、ベルリンに於て調印成立を見るに至つた。同夜九時十五分外務省は、条約成立に關する歴史的發表を行つた。

条約の全文は次の通りである。

日本國、独逸國及伊太利國間三國條約

大日本帝國政府独逸國政府及伊太利國政府は万邦をして各其の所を得しむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるに依り大東亜及歐洲の地域に於て各其の地域に於ける当該民族の其存其榮の実を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し且之を維持せんことを根本義となし右地域に於て此の趣旨に據れる努力に付相互に提携し且協力することに決意せり而して三國政府は更に世界到る所にて同様の努力を

爲さんとする諸國に對し協力を吝まざるものにして斯くして世界平和に対する三國終局の抱負を實現せんことを欲す依て日本國政府獨逸國政府及伊太利國政府は左の通協定せり

方一 条

日本國は独逸國及伊太利國の大東亞に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す

方二 条

独逸國及伊太利國は日本國の大東亞に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す

方三 条

日本國、独逸國及伊太利國は前記の方針に基く努力に付相互に協力

すべきことを約す更に三締約國中何れか一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に参入し居らざる一國に依て攻撃せられたるときは三國は有らゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す

#### 第 四 条

本条約実施の爲各日本國政府、独逸國政府及伊太利國政府に依り任命せらるべき委員より成る混合専門委員会は遲滞なく開催せらるべきものとす

#### 第 五 条

日本國、独逸國及伊太利國は前記諸條項が三締約國の各々とソヴィエツト連邦との間に現存する政治的状態に何等の影響をも及ぼさざ

るものなることを確認す

#### 考 六 条

本条約は署名と同時に実施せらるべく実施の日より十年間有效とす  
右期間満了前適當なる時期に於て締約國中の一國の要求に基き締約  
國は本条約の更新に關し協議すべし

右と同時に、詔書が済發せられ、且政府は近衛首相の名を以て内閣  
告諭を發した。詔書は、条約の成立が、速かな禍亂の戡定と平和の  
克復に対する天皇の切なる軫念に基く旨を明かにし、内閣告諭は、条  
約の趣旨が、大東亞の新秩序の建設と世界平和の克服と在る旨を強  
調した。

更に近衛首相は、翌二十八日、國民に對しラヂオを通じ、時局に關

する演説を行い、三國条約に關しては次の如く述べた。

括眼を開いて東亞と歐洲の現状を見れば、日獨伊三国は、實に各々その持場に於て旧秩序打開のために共通の努力を続けつつあるのであります。即ち獨逸及伊太利は歐洲に於て新秩序を建設せんとしているのであり、日本は大東亞の地域に於てアジア本来の姿に基く新秩序の建設を期しつつあるのであります。

抑々世界歴史の現段階に於て、直ちに世界を一単位とする組織の完成を期することは出来ないのでありますて、世界の諸民族が數箇の共存共榮圏を形成することは必然の勢であります。而して日本が東亞に於て、独逸、伊太利が歐洲に於て、此の共存共榮圏を指導すべき立場に立つ事は、歴史上より見るも、地理上より見るも、經濟上

より見るも、これ亦必然の勢である。私はかかる必然の傾向を阻まんとする処に、歐洲に於ては才二次大戦の勃発を見、東亞に於ては準戦時的国際関係の緊張を示すに至つたものと思うのであります。果して然ならば、日本が独伊に協力し、独伊が日本に協力し、三国相寄り相助けて、場合によリては軍事同盟の威力をも發揮せんとするに至ること、これ亦必然の勢であります。

右の如き近衛首相の演説の内容は、國民をして、三國条約の眞の狙いが対米國交調整の伏線となすに在るといふ趣旨——それは終戦後發表せられた近衛公の手記に依り明かにされた——を理解せしむるに困難であつた。然し、近衛首相を始めとする政府首脳が、当時の情勢に於ては、毅然たる態度のみが、米國に對し取るべき唯一の途であるとの信

念を持ち、三國条約に次でソ連を引入れて日本の立場を強化し、対米  
國交を有利に導こうとする意図があつたことは事実である。

条約の調印に方りて、松岡外相とオットー駐日独大使との間に秘密  
の公文が交換せられ、独逸大使の書翰中には「日本國とソ連邦との關係  
に關しては独逸國は其之力の及ぶ限り友好的了解を増進するに努む  
べく且何時<sup>に</sup>ても右目的の爲周旋の勞を執るべし」という注目すべき  
事項が含まれていた。

ソ連邦を三國同盟に同調せしめんとする政策は、最初主として独逸  
政府によつて交渉が進められ、昭和十五年十一月中旬ソ連外相モロト  
フの訪獨によつて、具体的に取り上げられた。

モロトフ外相は柏林を訪問し、十一月十二日及び十三日、ヒットラ

一 総統及びリッペントロップ外相と独ソ間の廣汎なる懸案に就て会談した。その際リッペントロップは、今後於ける交渉の基礎として、次の如き条約草案をモロトフに提示した。

#### 三國同盟参加國独逸、伊太利、日本を一方としソ連邦を他方とする協定

三國同盟参加國独逸、伊太利、日本政府及びソ連政府は歐洲、アジア及びアフリカに於ける各國の自然的努力圏内に当該各國民の福祉向上に役立つ新秩序を確立しこの目標達成のための各國の共同的努力に確乎たる基礎を與へる目的を以て次の諸条項を協定する。

#### 第一条

一九四〇年九月二十七日ベルリンで調印せられたる三國同盟に於て日独伊三國は大戦が世界的紛争とならざるようあらゆる手段を以て

戦争擴大を防止し早期世界平和の回復に努力する旨協定し三國は此の目的を同じうしこれが爲に努力せんとする世界各地の他國民との協力を嬉んでさらに擴大する意志を表明する

ソ連はここにソ連が三國同盟の目的に同調し政治的に三國と協力してこの目的達成のため努力する決意あることを宣言する。

## 第二条

独伊日及びソ連は相互にその自然的勢力圏を尊重することを約す

これら各利益圏相互間に折衝の必要が生じた場合に限り四國は発生した問題に關し互に友好的に相互会談を開催する

独伊日はソ連の現所有地域範囲を承認しこれを尊重する旨宣言する

## 第三条

独伊日及びソ連は以上四國中の一国に敵対して結成せられたる他の諸國間の結合協定には参加せず且これを支持せざることを約す。四國はあらゆる經濟問題に關し相互に援助し四國間に現存する協定を補強擴張する。

#### オ 四 条

本協定は調印と同時に效力を發生し爾後十年間有效とする四國政府は時機を見て協定期限満了前に協定期間延長問題に轉じ相互に会談すべきものとする。

右に対し、ソ連政府はモロトフ外相歸國後の十一月十六日、次の如き条件附で独逸政府の提案に同意する旨を回答した。

1. 独逸軍はソ連の勢力圏たるフィンランドより即時撤退する。

ソ連はブルガリアと相互援助条約を締結し長期租借によりボスニアオラス及びダーダネルスの圈内に陸海軍基地を設定する。

3. バツーム及びバクーの南方からベルシヤ湾に至る地域はソ連の領土的希望の中心たることを確認する。

4. 日本は北極太に於ける石炭及び石油の採掘権を放棄する。

かくして、独ソ間のバルカン及び近東方面に対する政策の根本的対立が露呈せらるるに至り、ソ連を三國同盟に同調せしむる政策は、独逸政府によつて一方的に放棄せられた。ヒットラーは、早くも昭和十五年十二月十八日、対ソ戦を決意して全軍に之が準備の秘密命令を下達したのである。

以上独逸政府の行動の詳細に關しては、日本政府に通告せられなか

つた。勿論日本政府及大本營は、想逸がかくも早期に対ソ戦を決意していることを想像もしなかつたのである。

日本は三國条約の締結により、独伊が米國より攻撃せられたときは、あらゆる政治的、經濟的及び軍事的方法により、独伊を援助すべき義務を負うに至つたのであるが、その援助義務発動の準備に際しては、固より、極めて冷淡であつた。軍事同盟である以上、最高統帥部としては、同盟の假想敵<sup>ソ連</sup>に対する作戦計畫を整備して置くべきで、拘らず、陸軍統帥部は、當時その必要を感じていなかつた。又三國条約が四条の規定に基き、遲滞なく開催せらるべき筈の混合專門委員会に關しても、その組織大綱が三國間に於て決定したのは、十二月二十日であり、各國委員の任命せられたのは翌昭和十六年二月乃至三月の頃で

あつた。しかも混合専門委員会が、条約実施の具体的的事項に關し、會議を開催したことは遂に一回もなかつた。即ち三國同盟は、主として政治的效果を狙つた一種の政治協定の域を出なかつたのである。

一五三

0179